

多可町人事評価システム導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、人事評価業務に係る事務効率化、人事評価結果の活用促進を図るため、人事評価システムを導入するものである。事業者選定にあたっては、価格のみでなく事業者（配置する管理技術者・担当技術者を含む）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

多可町人事評価システム導入業務委託

(2) 業務内容

別紙1「多可町人事評価システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

3 予算額

- ・システム導入委託料 2,775,000円（税込）
- ・システム利用料（月額） 101,000円（税込）

システム導入委託料については、本年度システムを導入するのに必要な経費で、令和7年度以降は、システム利用料のみである。令和6年度のシステム利用料は令和6年10月から令和7年3月までの6か月分とする。保守費用はシステム利用料に含める。

提案額が予算額を超過した場合は失格とする。

また、候補者決定後の最終見積書（本見積書）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公告日現在、多可町入札参加資格者名簿に登録がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 過去5年間（令和元年度から令和5年度）において、人口2万人以上の自治体で導入され、円滑に運用した実績を有する人事評価パッケージシステムを提案できること。
- (4) 個人情報の取り扱いについて、適切な保護措置を講じており、ISO27001 又はプライバシーマークを取得していること。
- (5) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (6) 多可町の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (9) 多可町が課する税の滞納をしていないこと。

6 手続

- (1) 担当部署 多可町 総務課

郵便番号	679-1192
住 所	兵庫県多可郡多可町中区中村町123
電 話	0795-32-2382（直通）
電子メールアドレス	somu@town.taka.lg.jp

- (2) 提出書類

ア 参加申込書等 本プロポーザルに参加を希望する場合は、次に掲げる書類を令和6年6月11日（火）までに、持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和6年6月11日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。また持参する場

合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前8時30分から午後5時までの担当部署の窓口を持参すること。

- ・参加申込書【様式2号】
- ・業務実績調書【様式3号】
- ・ISO27001 又はプライバシーマークを取得していることが分かる書類（許諾証の写しなど）
- ・会社概要書（任意様式）

イ 企画提案書等 アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和6年6月18日（火）までに提出すること。

（ア）書面により提出するもの

- ・企画提案書 7部
※様式は任意とするが、別紙2企画提案書記載事項一覧を参照に作成すること。
- ・業務実施体制調書【様式6号-1、2】 1部
- ・機能仕様書 1部
- ・参考見積書【様式9-1号】 1部
※内訳書（任意様式） 1部
- ・作業スケジュール（任意様式） 1部

（イ）上記（ア）に掲げる書類は持参又は郵送若しくは信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和6年6月18日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。ただし、運搬、送付途上での事故については、提出者の責任とする。また持参する場合は、閉庁日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、各日の午前8時30分から午後5時までの担当部署の窓口を持参すること。

（ウ）企画提案書はA4サイズの任意の様式で作成すること。また、枚数は指定しないが、別紙2企画提案書記載事項一覧を参照に簡潔に記載すること。

（エ）参考見積書には、本事業において多可町が負担することになる費用について、全て記載すること。

(3) 質問の方法

質問は簡潔にまとめ、担当部署へ電子メールで質問書【様式1号】により行うこと。

ア 提出期限は、令和6年6月4日（火）午後5時（必着）とする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和6年6月6日（木）午後5時までに行う。

(4) 辞退

参加申し込みに関する書類を提出した後、参加を辞退する場合は参加辞退届【様式5号】を提出すること。なお、すでに受理した書類については返却しない。

7 審査方法等

(1) 選考体制

審査は、多可町プロポーザル審査委員会（設置要綱 令和4年6月13日告示第73号）が行う。

(2) 評価項目及び配点

別紙「多可町人事評価システム導入業務委託評価基準書」のとおり

(3) 第1次審査

ア 参加申込者が3者を超えた場合に、参加資格を有する者から提出された企画提案書の「業務実績実績」等及び「参考見積書」に基づいた書類審査を行い、その結果により3者を選出する。なお、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

イ 第1次審査の結果は、令和6年6月20日（木）午後5時までにすべての提案書提出者へ担当部署から電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査の開始時間を併せて通知する。

(4) 第2次審査

ア 第1次審査合格者について提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

第2次審査の日時は、令和6年6月25日（火）午後5時30分～午後7時30分とする。

実施時間は第2次審査参加者それぞれにつき、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内とする。

イ 第2次審査の結果については、令和6年7月1日（月）までに、第2次審査対象者へ通知を発送する。

8 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 多可町は、第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と地方自治法第234条に定める随意契約締結の交渉を行う。ただし、この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 本業務に係る契約内容については、提案の内容を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、多可町で定めるものとする。

9 日程

プロポーザル実施要領公表	令和6年5月20日(月)
質問書提出期限	令和6年6月4日(火)
質問最終回答日時	令和6年6月6日(木)
参加申込書等提出期限	令和6年6月11日(火)
企画提案書等提出期限	令和6年6月18日(火)
第1次審査結果通知	令和6年6月20日(木)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和6年6月25日(火)
	※時間は個別に通知する。
第2次審査結果送付	令和6年7月1日(月)頃
契約予定日	令和6年7月初旬頃

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 5に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載がある場合
- (3) 提案書等の作成方法及び提出方法を遵守しない場合
- (4) 見積額が提案上限額を超える場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。提出された提案書等は、「多可町人事評価システム導入業務委託」の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

【別紙】

多可町人事評価システム導入業務委託評価基準書

項番	項目	評価項目	配点
1	業務実績、資格取得実績	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の個人情報を含めた運用実績はあるか。 ・ISO27001 又はプライバシーマークの取得条件を満たしているか。 	10
2	制度・業務の知見	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体及び事業者における人材育成業務の知見はあるか。 ・人事評価制度の知見はあるか。 	15
3	システムの操作性等	<ul style="list-style-type: none"> ・システムは使いやすいか。 ・画面表示は分かりやすいか。 ・評価者、被評価者が活用しやすいよう入力フォーム等に工夫があるか。 	15
4	システムの機能	「機能仕様書」の必須機能要件を満たしているか。	10
5	情報セキュリティ対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策は適正か。 ・個人情報保護に係る管理体制は適正か。 	10
6	システムの導入時について	<ul style="list-style-type: none"> ・システム導入は稼働開始日までに可能か。 ・システム導入支援の体制や方法は適切か。 	10
7	システム導入後の保守及び運用支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの保守内容は適切か。 ・事業者等の支援の体制や方法は適切か。 ・職員に向けた操作説明会の開催など協力体制はあるか。 	15
8	費用積算根拠の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務実施にあたっての費用の積算根拠が明確に示されているか。また、所定の様式におおむね分類された内容で記載されており、提案事項に即した見積内容であるか。 	15
合 計			100